平成２５年（フ）第３５３３号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２―14―301
破産者　和田　忠之
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４２４号
東京都町田市小山ヶ丘２丁目３番10
破産者　株式会社トスキー
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９００号
神奈川県川崎市川崎区追分町３－４　共立第１ビル301
破産者　羽石　誠一
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９８５号
東京都練馬区関町南２丁目24―11―302
破産者　松田　夕子
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３１３号
東京都中野区上高田１丁目35番１号
破産者　株式会社ダイゼングループ
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３１４号
福島県いわき市小名浜上神白字宮ノ作107番地
破産者　株式会社東洋建設（旧商号株式会社ダイゼン）
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３１５号
東京都杉並区久我山４丁目50―35―102
破産者　平田健一郎
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２５５号
東京都町田市野津田町2736番地３、商業登記簿上の本店所在地東京都稲城市東長沼1368番地の２
破産者　株式会社オフィスグローブ
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２５６号
東京都町田市野津田町2736番地３、商業登記簿上の本店所在地東京都府中市美好町１丁目26番地６
破産者　有限会社オフィスグローブ
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２５７号
東京都町田市野津田町2736―３
破産者　川野　芳徳
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３４３号
神奈川県横浜市中区不老町１－６－８―601、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市中区不老町１丁目６番８号
破産者　Ｌパートナー株式会社
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３４８号
茨城県つくば市小野崎1736番地２
破産者　有限会社海とぅ島
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３６３号
神奈川県綾瀬市早川1059―１
破産者　小杉　英雄
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３６９号
東京都千代田区飯田橋４丁目２番６号
破産者　株式会社ＫＩＳＥ
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３７０号
埼玉県さいたま市桜区大字白鍬774―14
破産者　高山　幸平
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４０１号
埼玉県吉川市大字保524番地３レックスハイム吉川111号
破産者　株式会社Ｐｉｅｃｅ　Ｗｏｒｋ
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４０２号
埼玉県川口市芝１丁目23－５－216　ルミエール３番館
破産者　城取　奈々
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４０３号
東京都豊島区東池袋１丁目48番10号
破産者　ハイアード株式会社
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４０４号
東京都練馬区豊玉北４丁目30―10―106
破産者　寺島　光男
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４１６号
東京都大田区東矢口２丁目18番７号
破産者　株式会社リフォームプロ
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４２７号
東京都渋谷区代々木１丁目37番８号
破産者　株式会社ライブコレクション
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４２８号
東京都国分寺市南町２丁目18―３―603
破産者　黒須　一彦
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部